

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会教育長訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 関 根 郁 夫

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一委任意務の欄中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第二号中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第三条 第一項の規定に基づき、職員の週休日を設け、及び同条第三項の規定に基づき、職員の勤務時間を割り振ること。

別表第三第十三号教育長決裁事項の欄4ト中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同欄中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項の規定に基づき、副教育長の週休日を設け、及び同条第三項の規定に基づき、副教育長の勤務時間を割り振ること。

別表第三第十三号部長専決事項の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に次のように加える。

6 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第一項の規定に基づき、部長、副部長及び参事の週休日を設け、及び同条第三項の規定に基づき、部長、副部長及び参事の勤務時間を割り振ること。

別表第四教育総務部の表総務課の項第四号部長専決事項の欄4ロ中「不服の申立て」を「審査請求」に改め、同表教職員課の項第五号事務の種類欄中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号教育長決裁事項の欄1中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改め、同号部長専決事項の欄6中「判定書」を「裁決書」に改め、同欄6を同欄7と

し、同欄5の次に次のように加える。

6 規則第十条第七項の規定に基づき、意見を述べること。

別表第四県立学校部の表県立学校人事課の項第四号教育長決裁事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同号部長専決事項の欄5二中「不服の申立て」を「審査請求」に改める。

別表第四市町村支援部の表小中学校人事課の項第四号部長専決事項の欄1中「第二十三条」を「第二十一条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。